

昭和二十五年政令第三十一号

私立学校法施行令

内閣は、私立学校法(昭和二十四年法律第二十... 七十条)第二十八條第一項、第三十三條、第五十... 七條、第六十四條第五項及び第七項並びに附則第... 五項及び第七項の規定に基き、この政令を制定す... (特別の利益を与えてはならない学校法人等の... 関係者)

第一条

私立学校法(以下「法」という。)第二十... 十條(法第五十二條第六項において準用する... 場合を含む。)の政令で定める学校法人(同項... において準用する場合にあつては、法第五十二... 條第五項の法人。第一号及び第五号において... 同じ。)の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議... 員又は職員
二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の... 親族
三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていな... いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる... 者から受ける金銭その他の財産によつて生計... を維持する者

五 当該学校法人の設立者が法人である場合に... あつては、その法人が事業活動を支配する法... 人又はその法人の事業活動を支配する者とし... て文部科学省令で定めるもの

(法第七十條第五項の規定による承諾に関する... 手続等)
第二条 法第七十條第五項(法第五十二條第六... 項において準用する場合を含む。以下この項及... び次項において同じ。)の規定による承諾は、... 理事が、文部科学省令で定めるところにより、... あらかじめ、当該承諾に係る評議員に対し法第... 七十條第五項の規定による通知の発出に用いる... 情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容... を示した上で、当該評議員から書面又は電子情... 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の... 技術を利用する方法であつて文部科学省令で定... めるもの(次項において「書面等」という。)

2 理事は、前項の承諾を得た場合であつても、... 当該承諾に係る評議員から書面等により法第七... 十條第五項の規定による情報通信の技術を利用... する方法による通知を受けない旨の申出があつ... たときは、当該方法による通知の発出をしては... ならない。ただし、当該申出の後に当該評議員... から再び前項の承諾を得た場合は、この限りで... ない。

3 前二項の規定は、法第七十二條第四項(法第... 百五十二條第六項において準用する場合を含む...)の規定による承諾について準用する。この... 場合において、前二項中「理事」とあるのは... 「評議員」と、「評議員」とあるのは「他の評議... 員」と読み替へるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十三條... (法第五十二條第六項において準用する場合... を含む。)において準用する法第七十二條第四... 項の規定による承諾について準用する。この場... 合において、第一項及び第二項中「理事」とあ... るのは、「監事」と読み替へるものとする。
(大臣所轄学校法人等の基準)
第三条 法第四十三條(法第五十二條第六項... において準用する場合を含む。第三項において... 同じ。)の政令で定める学校法人又は法第五... 十二條第五項の法人の事業の規模に関する基準... は、次の各号のいずれかに該当することとす... る。
一 最終会計年度(法第三十三條第二項に規定す... る計算書類につき法第四十三條第三項(法第百... 五十二條第六項において準用する場合を含む...)。次項において同じ。)の承認を受けた場... 合における当該計算書類に係る会計年度のう... ち最も遅い会計年度をいう。次号及び次条第... 一項各号において同じ。)に係る収支計算書... に基づいて計算した経常的な収益の額が十億... 円以上であること。
二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部... に計上した額の合計額が二十億円以上である... こと。
2 学校法人又は法第五十二條第五項の法人が... 最初に法第四十三條第三項の承認を受けるまで... の間(次条第二項において、「計算書類承認前期... 間」という。)については、前項の基準は、同... 項の規定にかかわらず、法第三十三條第一項(法... 第五十二條第六項において準用する場合を含む...)の規定により作成した貸借対照表(次条... 第二項において「成立時貸借対照表」という...)の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以... 上であることとする。
3 法第四十三條の政令で定める学校法人又は... 法第五十二條第五項の法人の事業を行う区域... に関する基準は、次の各号のいずれかに該当す... ることとする。

一 三以上の都道府県の区域内に私立学校、私... 立専修学校又は私立各種学校を設置している... こと。
二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六... 号)第五十四條第三項に規定する広域の通信... 制の課程を置く私立高等学校(私立中等教育... 学校の後期課程を含む。)を設置しているこ... と。
(常勤の監事の選定の特例の適用に関する基準)
第四条 法第四十五條第一項(法第五十二條... 第六項において準用する場合を含む。)の政令... で定める大臣所轄学校法人等又は法第五十二... 條第五項の法人の事業の規模に関する基準は、... 次の各号のいずれかに該当することとする。
一 最終会計年度に係る収支計算書に基づいて... 計算した経常的な収益の額が百億円以上であ... ること。
二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部... に計上した額の合計額が二百億円以上である... こと。
2 計算書類承認前期間については、前項の基準... は、同項の規定にかかわらず、成立時貸借対照... 表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円... 以上であることとする。
(文部科学省令への委任)
第五条 第三條第一項第一号及び前條第一項第一... 号の経常的な収益の額の計算方法その他の前二... 條の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学... 省令で定める。
(登記の届出等)
第六条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又... は法第五十二條第五項の法人は、組合等登記... 令(昭和三十三年政令第二十九号)の規定によ... り登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明... 書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出な... ければならない。
2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法... 第五十二條第五項の法人は、理事、監事、評... 議員又は会計監査人が就任し、又は退任したと... きは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を... 都道府県知事に届け出なければならぬ。
(都道府県知事等を經由する申請)
第七条 法の規定に基づき文部科学大臣に対して... する申請のうち、次に掲げるものは、当該都道... 府県知事(第一号に掲げる申請のうち地方自治... 法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五... 二條の十九第一項の指定都市又は同法第二百五

二條の二十二第一項の中核市(以下この条及... び第九条において「指定都市等」という。)の... 区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等... の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八... 年法律第七十七号)第二條第七項に規定する幼... 保連携型認定こども園(次項において「幼保連... 携型認定こども園」という。)に係るものにあ... つては、当該指定都市等の長)を經由してしな... ければならない。
一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都... 道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とす... る私立学校、私立専修学校又は私立各種学校... を設置するものがする法第二十三條第一項... (法第四十四條第二項及び第四十五條第一... 項の規定により読み替へて適用する場合を... 含む。)(法第八條第三項(当該私立学校、私... 立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限... る。)(法第九條第三項又は法第二十六條第三... 項の認可の申請
二 都道府県知事を所轄庁とする学校法人の寄... 附行為の変更であつて、新たに私立大学又は... 私立高等専門学校を設置しようとするものに... ついての法第八條第三項の認可の申請
三 法第五十二條第五項の法人が文部科学大... 臣を所轄庁とする学校法人になろうとする場... 合についての同法第七項の認可の申請
四 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は... 法第五十二條第五項の法人を全部又は一部... の当事者とする合併であつて、その合併後存... 続する法人又は合併により設立する法人が文... 部科学大臣を所轄庁とする学校法人であるも... のについての法第二十六條第三項(法第百... 五十二條第六項において準用する場合を含む...)の認可の申請
2 都道府県知事(前項第一号に掲げる申請のう... ち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども... 園に係るもの)にあつては、当該指定都市等の... (長)は、同項に掲げる申請を受理したときは、... これにその意見を付して、速やかに、文部科学... 大臣に進達しなければならぬ。
(文部科学大臣に対する協議)
第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合におい... ては、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなけ... ればならない。
一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の寄... 附行為の変更であつて、当該学校法人が設置... している全ての私立大学及び私立高等専門学

校を廃止しようとするものについて、法第八
八条第三項の認可をするとき。

二 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が法
第五十二条第五項の法人になろうとする場
合について、同条第七項の認可をするとき。

三 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人を全
部又は一部の当事者とする合併であつて、そ
の合併後存続する法人又は合併により設立す
る法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法
人又は法第五十二条第五項の法人であるも
のについて、法第六百二十六条第三項（法第百
五十二条第六項において準用する場合を含む。
）の認可をするとき。

（事務の区分）

第九條 第六條、第七條第二項及び前條の規定に
より都道府県が処理することとされている事務
並びに同項の規定により指定都市等が処理す
ることとされている事務は、地方自治法第二條第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

附則 抄

1 この政令は、法施行の日（昭和二十五年三月
十五日）から施行する。

11 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六
十九号）附則第十四条第三項の政令で定める学
校法人は、都道府県知事を所轄庁とする学校法
人（同法附則第七条に規定する学校法人以外の
者を含む。）とする。

附則（昭和二十八年九月二五政令第二
九七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年一月五政令第二
八三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際、現に民事訴訟法の規定
による仮処分をもつて役員職務の執行が停止
されている者又は役員職務を代行する者とし
て選任されている者に係る登記については、こ
の政令の施行の日において当該仮処分があつた
ものとみなして、この政令による改正後の私立
学校法施行令第四条の二第一項の規定を適用す
る。

附則（昭和三十六年二月二六政令第
四二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年三月二三日政令第二
九号）抄

（施行期日）

第一條 この政令は、商業登記法の施行の日（昭
和三十九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第十條 この政令は、別段の定めがある場合を除
くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適
用する。ただし、この政令による廃止又は改正
前の政令又は勅令（以下「旧令」という。）の
規定によつて生じた効力を妨げない。

第十一條 この政令の施行前にした旧令の規定に
よる処分、手続その他の行為は、この政令の適
用については、この政令の相当規定によつてし
たものとみなす。

第十二條 旧令の規定による登記簿は、この政令
の規定による登記簿とみなす。

第十三條 この政令の施行前に、第二十五条にお
いて準用する商業登記法第五十七条第二項の規
定によれば同時に申請すべき登記の一部につい
て登記の申請があつたときは、それらの登記の
手続及び期間については、なお従前の例によ
る。

第十四條 組合等は、この政令の施行の日から六
月以内に、この政令によつて新たに登記すべき
ものとなつた事項を登記しなければならない。

2 前項の登記をするまでに他の登記をするとき
は、その登記と同時に同項の登記をしなければ
ならない。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更
を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につ
き同項の登記をしなければならない。

第十五條 この附則に定めるもののほか、この政
令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で
定める。

附則（昭和四五年六月二九日政令第二
〇〇号）抄

第一條 この政令は、昭和四十五年七月一日から
施行する。

附則（昭和五〇年八月二一日政令第二
五一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年二月二七政令第
三八一号）

この政令は、学校教育法の一部を改正する法
律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から
施行する。

附則（昭和五十一年三月三〇日政令第四
二号）

この政令は、私立学校振興助成法の施行の日
（昭和五十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年二月二六日政令第四
二号）抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附則（平成二二年六月七日政令第三〇
八号）抄

第一條 この政令は、内閣法の一部を改正する法
律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日
（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一五年三月二六日政令第七
四号）抄

第一條 この政令は、平成十五年四月一日から施
行する。

附則（平成一六年七月九日政令第二二
六号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行す
る。

附則（平成一七年二月一八日政令第二
四号）抄

第一條 この政令は、不動産登記法の施行の日
（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成二六年二月二四日政令第
四二二号）抄

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の
日から施行する。

附則（令和元年九月二一日政令第九七
号）抄

1 この政令は、令和二年四月一日から施行す
る。

附則（令和六年六月一四日政令第二〇
九号）抄

1 この政令は、令和七年四月一日から施行す
る。